**えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議**

決議の趣旨

当会は、えん罪被害者の速やかな救済のため、国に対し、刑事訴訟法「第四編　再審」（以下「再審法」という。）について、以下の改正を求める。

1. 再審請求手続における手続規定の整備
2. 再審決定に対する検察官による不服申立ての禁止
3. 再審請求手続における証拠開示の制度化

以上のとおり決議する。

決議の理由

１　はじめに

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。

日本国憲法第３９条はいわゆる二重の危険を禁止した。これを受けて、１９４９（昭和２４）年に施行された現行刑事訴訟法(以下、単に「刑事訴訟法」という。)は、それまで認められていた不利益再審を廃止し、利益再審のみを認めた（刑事訴訟法第４５２条）。これにより、わが国の再審は明確にえん罪被害者救済のための制度と位置付けられた。

それにもかかわらず、再審は、「開かずの扉」と言われるほどハードルが高く、えん罪被害者の救済が進まない状況にあり、その原因は現在の再審法が抱える制度的・構造的な問題にある。

２　再審請求手続における手続規定の整備の必要性について

再審法は、不利益再審の禁止を除いては、旧憲法下における職権主義的訴訟構造を基調とする戦前の旧刑事訴訟法の規定をそのまま引き継ぎ、現在に至っている。

えん罪被害者を救済するための再審制度において、えん罪被害者は速やかに救済されなければならないが、そのためには、再審請求手続においても、再審請求人の主体性を尊重した適正手続の保障が必要である（憲法第３１条）。

刑事訴訟法の再審に関する規定は、第四編におけるわずか１９か条にすぎず、再審請求手続の審理の在り方を定めた条文は同法第４４５条があるのみである。同条では、「再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調をさせ」ることができると定められているのみであるため、審理の進め方については、再審請求を受理した各裁判所の広範な裁量に委ねられているのが実情である。

その結果、証拠開示に向けた訴訟指揮の在り方、進行協議期日の有無、事実の取調べの実施の有無、決定日の告知方法などについて、再審請求審を行う裁判体ごとに著しい差が生じ、「再審格差」とも評されるに至っている。

このように、えん罪からの救済のための最終手段である再審という重要な制度について、審理の方法が各裁判体に事実上一任されている状況は、再審請求人の権利保障において、深刻な問題を生じさせている。

３　検察官による不服申立てを禁止する必要性について

刑事訴訟法では、検察官による再審開始決定に対する即時抗告（刑事訴訟法第４５０条）及び特別抗告（刑事訴訟法第４３３条）（以下、即時抗告及び特別抗告を合わせて「不服申立て」という。）が禁止されていない。そのため、近時、布川事件や松橋事件、湖東事件等、即時抗告審で再審開始が認められたにもかかわらず、検察官が最高裁に特別抗告し、再審開始決定の確定が遅れ、えん罪被害の救済までの期間が長期化する事件も増えている。再審請求審は再審を開始するか否かを審理する手続であり、検察官としては再審が開始された場合に再審公判で確定判決を妥当とする主張・立証ができるし、再審開始決定が出たことは、確定判決の事実認定に合理的な疑いが生じたことを意味することから、えん罪被害者の迅速な救済という目的を阻害してまで再審開始決定に対する検察官による不服申立てを認める必要性は乏しい。諸外国では、通常審でも一般的に検察官上訴を認めていない英米法諸国はもとより、旧刑事訴訟法の母法国であるドイツでも１９６４年（昭和３９年）の刑事訴訟法改正で再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止するなど、大陸法諸国でも再審開始決定に対する検察官上訴を認めない立法例が多い。

４　証拠開示の制度化の必要性について

証拠開示に関しては、通常審については公判前整理手続に付された事件における証拠開示に関する規定が２００４年（平成１６年）の刑事訴訟法改正で新設され、裁判員裁判事件を中心に、法改正前に比べて格段に充実した証拠開示が実現するようになっているのに対し、再審請求審では根拠となる規定がなく、裁判所の訴訟指揮に大きく依存していることから、必要な証拠開示が行われない事件も依然として多い。袴田事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、松橋事件等、再審請求段階ないしその準備段階で、確定判決に至る審理段階から存在していた証拠が新たに開示され、それが再審開始に大きな影響を及ぼした事件がある一方で、弁護人が証拠開示を求めているにもかかわらず検察官がこれに応じず、裁判所も検察官に証拠開示を促すことをせずに、再審請求人に有利な証拠を捜査機関が保有しているのか否かも明確にならないまま再審請求が棄却される事件もある。

なお、再審手続における証拠開示については、２０１６年（平成２８年）の刑事訴訟法改正の際の改正附則第９条第３項で「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示（略）について検討を行うものとする。」とされたが、この点に関する法改正の目処は全く立っていない状態が続いている。

５　まとめ

当会は、以上のような刑事訴訟法の再審に関する規定の不備と、それにより様々な深刻な問題が生じていることに鑑み、国に対し、えん罪被害者の速やかな救済のために、決議の趣旨記載の刑事訴訟法改正を求める。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２４年（令和６年）２月２日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知弁護士会　定期総会